様式第１号

景観評価リスト

事　業 所管課	東部総合事務所県土整備局	事業担当 氏　　名	計画調査課　露木　裕文

１　事業概要

事　業　名	一般県道鳥取砂丘細川線道路改良事業
事業箇所	□景観形成重点区域内（　　）　■自然公園区域（　山陰海岸国立公園　　） □景観計画区域　　■他の景観行政団体の区域（　鳥取市　）
事業の種類	道路の整備（一般県道の改良事業）
事業期間	平成２２年度　～　平成２６年度
事業の規模	・幅員：W＝６．０m（１０．５m）　全体計画延長：L＝２，８８０m
事業目的	当該路線は山陰海岸ジオパークの主要スポットである鳥取砂丘～岩戸海岸を結ぶ観光道路であるが、当該計画区間においては、車道・路肩が狭いうえ、歩道が整備されていない区間や段差がある遊歩道区間があり円滑な交通、歩行者・自転車の動線確保ができていない状況である。 山陰海岸の世界ジオパークネットワークへの加盟が決定し、今後観光客数が増加することが予想されるため、当該区間の道路拡幅、自転車歩行者道整備を行い、主要観光地へのアクセス強化、交通の円滑化、歩行者・自転車の安全確保を目的として当該事業を計画するものである。

２　周辺の景観特性等に関する状況

（１）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）

①整備する施設が視点場となる場合

【景観特性及び景観資源】当県道は山陰海岸国立公園内を通過する道路である。当県道の北側には日本海が拡がり、南側には観光拠点の１つであるオアシス広場、鳥取市福部町の名産であるラッキョウ畑が広がり道路沿線には防風機能を有するクロマツが林立する。

【景観形成の基本的方向】事業区域はほぼ海岸沿いの平地であり、沿線にはクロマツ等の木立及び地形の起伏により、当該施設に対する眺望点はない。このため当該施設が主な視点場となる。景観上の改変については切取及び盛土法面となるが、地形の改変を極力抑え、法面については植生マットによる緑化工を施工し、植生で被覆することで景観の保全及び周辺区域との調和に努めることとする。

~~②整備する施設が主対象になる場合~~

~~③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合~~

（２）特に配慮する事項

①自然公園区域内において配慮する事項

山陰海岸国立公園特別地域内であることから、公園の風景を保護するとともに、行為地周辺の環境に及ぼす影響を極力少なくするよう配慮する。また、山陰海岸国立公園管理計画書の許可、届出等取扱方針を考慮する。

【許可、届出等取扱方針（山陰海岸国立公園管理計画書より抜粋）】

（２）道路

①　基本方針　新築又は改良に当たっては、自然地形の改変を必要最小限にするものとする。

②　法面　イ　法面は、原則として自生種により緑化する。

④　擁壁　擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。

⑤　防護柵等　ア　防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。なお、車両用防護柵は、橋梁部を除き、ガードケーブル又はガードパイプとし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。

②その他の配慮事項

計画区域は保安林（飛砂防備保安林）の指定を受けており、施設沿線を含めクロマツ等が広範囲に植林されている。砂丘地でのため植林の生育には時間を要するため地形改変を極力防ぐことによりクロマツ等の伐採を抑制する。

また、法面緑化工においても在来種以外の繁殖を防ぐため区域外からの土砂等の流用を極力少なくする。

3　景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 □ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 □ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	当該道路のルートについては、地形極力地形の改変を防ぐため現道を拡幅改良する計画としている。 ① 道路線形については極力現道を活用することで地形の改変を極力少なくし景観の保全を図る。 ② 利用者の安全で円滑な利用を確保しながらできるかぎり景観の保全を図る。 ③ 土工バランスのとれた計画とすることで土砂の地区外搬出、搬入を極力少なくする。
	■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 ■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。	現道を極力利用し、地形改変をできるかぎり小さくすることで立木伐採の範囲を縮減する。
形態・意匠	■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 □ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 □ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。	切取法面及び盛土法面については、在来種による植生を図ることで生態系の保全を図り、周辺の景観と調和させる。

<table>
<tr>
<td>色彩</td>
<td>■　周辺の景観と調和した色彩とする。
□　異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。
□　外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="3">彩　　度</th></tr>
<tr><th>景観形成重点区域</th><th>自然公園の区域</th><th>その他の区域</th></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>２以下</td><td>２以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>0.1YR～5Y</td><td>４以下</td><td>４以下</td><td>６以下</td></tr>
<tr><td>上記以外の色相</td><td>２以下</td><td>２以下</td><td>２以下</td></tr>
</table>
□　送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度６以上８以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度４以上５以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。
□　ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。
※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法―三属性による表示）による。
※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</td>
<td>・法面：植生により被覆（植生マット工法）
・道路：車道　アスファルト舗装（無彩色）
歩道・自転車道　カラー舗装（ベージュ系（2.5Y5/8 程度））
※周囲の景観と調和させ、自動車道部と区分した色彩変化を持たせるため変更した。
・路側及び歩車道境界：コンクリート（無彩色）
・ガード~~レール~~パイプ：ダークブラウン（10YR~~2.0/1.0~~3.0/1.0 程度）
※自然の色彩と調和させるため変更した。
・転落防止柵：木製とする。
・擁壁：自然石を模したブロック積みとする。
・視線誘導標：木製とする。
・スノーポール兼用視線誘導標：ダークブラウン塗装（10YR3.0/1.0 程度）の鋼製とする。
・ベンチ：擬木ベンチとする。</td>
</tr>
</table>

4　特記事項　【具体的対応について】

特になし

備考　　景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。